

認定書

国住指第915号
平成25年8月1日

昭和フロント株式会社
代表取締役社長 長谷川 伸二 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号の二ロ及び同法施行令第109条の2（20分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-1080
2. 認定をした構造方法等の名称
アルミニウム合金製ルーバー窓
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。